

令和2年4月

(福祉)介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて(お知らせ)

社会福祉法人はびねす福祉会では、当該加算算定に当たり、その取り組みを下記のとおり公表いたします。

算定する加算区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ
加算等の取得状況	福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算Ⅱ
職場環境等要件	<p>① 資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門性の高い介護技術習得のために、外部で開催される業務に必要な研修、キャリアに応じた研修受講の支援実施。・ 障がいの理解、虐待防止に関わること、他事業の理解、処遇対応に関する研修を法人全体で実施。 <p>② 労働環境・処遇の改善</p> <ul style="list-style-type: none">・ 子育てとの両立支援のために育児休業制度の充実。・ 家族の介護との両立支援のために介護休業制度の充実。・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気付きを踏まえた支援内容の改善。・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成。・ 障がいを有する者も働きやすい職場環境の構築。・ 非正規職員から正規職員への転換。・ 健康診断、ストレスチェックを毎年実施。